

滋賀医科大学医学部附属病院受託実習生規程

平成16年6月25日制定

令和2年3月10日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀医科大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における受託実習生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託実習生」とは、薬剤師、看護師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師及びその他の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは、私立の学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体（以下「養成機関等」という。）の長から、病院における実習を委託された当該養成機関等の学生、生徒等をいう。

(受託の原則)

第3条 受託実習生は、病院の業務に支障のない場合に限り受け入れるものとする。

(申請及び許可)

第4条 学生、生徒等の実習を病院に委託しようとする養成機関等の長は、別記様式による実習生委託申請書その他必要書類を病院長に提出しなければならない。

2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、選考の上、受入れを許可するものとする。

(実習期間)

第5条 受託実習生の実習期間は、1年以内とする。ただし、受入れの日の属する年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第6条 受託実習料は、実習生1人につき別表に定めるとおりとする。

2 養成機関等の長は、第4条第2項の規定により受入れを許可されたときは、受託実習料の全額を所定の期日までに前納しなければならない。

3 前項の受託実習料が所定の期日までに納入されないときは、病院長は、受託実習生の受入れ許可を取り消すものとする。

4 既納の受託実習料は、返還しない。ただし、特別な事由により実習の受入れ許可の取消し、実習の中止又は変更をするときは、この限りではない。

5 第1項から第4項の規定にかかわらず、特別な事情により実習料を別に定める場合は、これによるものとする。

(受託実習生の遵守義務)

第7条 実習中に知り得た個人情報について、病院長の許可なく複製及び外部への持出

その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。

- 2 実習前に、病院が実施する病院の理念・基本方針、医療安全・感染制御、情報セキュリティに関するオリエンテーションを受けなければならない。
- 3 実習中は、滋賀医科大学の関係諸規程を遵守しなければならない。
- 4 実習に関しては、病院長の指示に従うものとする。
- 5 病院長は、受託実習生が前4項の規定に違反したとき、受託実習生としてふさわしくない行為があったとき、又は疾病その他の事故により実習の継続が困難であると認めるときは、実習の停止を命じ、又はその者に係る第4条第2項の許可を取り消すことができる。

(養成機関等の教員の帯同)

第7条の2 養成機関等の長は、当該養成機関等の教員（以下「教員」という。）を受託実習生の指導・支援のために実習に帯同させる場合は、実習前に、必要書類を添えて病院長に申し出るものとする。

2. 前項において申出のあった教員は、帯同中に知り得た個人情報について、複製及び外部への持出その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。
3. 教員が実習に帯同するときは、滋賀医科大学の関係諸規程を遵守しなければならない。
4. 病院長は、教員が前2項の規定に違反したときは、帯同の停止を命じることができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年6月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式

実 習 生 委 託 申 請 書

令和 年 月 日

滋賀医科大学医学部附属病院長 殿

養成機関等の住 所
〃 名 称
〃 校長又は代表者名 印

下記のとおり実習を委託したいので申請します。

記

1 実習生氏名・期間等

実習生氏名	実習期間	実 習 内 容
	期 間 内 (日)	

2 実習に際して、以下のことを遵守します

- (1) 実習生は貴学の諸規則を遵守するとともに貴病院の責任者の指示に従うこと
- (2) 実習生が故意若しくは過失により貴病院に損害を及ぼし、又は実習生が被災した場合、当方が一切の責任負うこと
- (3) 実習生は、実習中の事故等に備えて傷害保険等に参加していること
- (4) 実習により知り得た個人情報を漏えいしないこと

別表

受託実習生の区分及び実習料

区 分	実 習 料	備 考
薬 剤 師	1 週間 35,000 円	いずれも消費税を含む。
保 健 師	日 額 2,200 円	
助 産 師		
看 護 師		
診療放射線技師		
臨 床 検 査 技 師		
理 学 療 法 士		
作 業 療 法 士		
視 能 訓 練 士		
栄 養 士		
歯 科 衛 生 士		
臨 床 工 学 技 士		
救 急 救 命 士		
言 語 聴 覚 士		
臨 床 心 理 士		
細 胞 検 査 士		
そ の 他		